

様式第5(第16条関係)

受理年月日	年 月 日
受理番号	
備考	

届出事項変更届出書

平成 15 年 3 月 24 日

京都市長 榊本 頼兼 殿

株式会社 オートバックスセブン

代表取締役 住 野 公 一

東京都港区三田三丁目 13 番 16 号

大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)スーパーオートバックス京都
京都市右京区西院安塚町 1 番地

- 2 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)数 2 箇所

位置 添付図面記載のとおり

(変更後)数 2 箇所

位置 添付図面記載のとおり

ただし、市道葛野大路通側の出入口について、出口としての使用は、午後 10 時までとします。

- 3 変更する理由

店舗南側の騒音予測地点で、指針値(騒音規制法における夜間の規制基準値、工業地域 55dB)を超過するため、騒音の軽減対策として、店舗南側車路の使用制限を行うこととしたため。

自主的対応策内容

1. 市意見に関する対策

- (1) 店舗南側の車路の使用制限を行い、午後 10 時以降は、全ての退店車両を四条通り側出口に誘導します。なお、来店車両については、葛野大路側の入口を閉鎖すると西方面等からの来客車両が綾小路等の生活道路を迂回して四条通り側入口から入店するようになることから入口の閉鎖は行わないこととします。
- (2) 店舗南側の車路を 10m (片側 5 m車線) から 8 m (片側 4 m車線) に狭めます。これにより出来た幅 2 mの空地为緑地帯 (緑地面積 約 165 m²) として南側住宅との間に配置することで、緑地帯の幅を 3 ~ 4 m (場所によって異なる) に拡幅します。(P3,6 配置・1階平面図参照)
- (3) 立体駐車場の南側開口部を網入りガラスによって密閉型にします。(P5,8 立面図参照)
- (4) 3階の室外機置場の南側に高さ 2 m、幅 24m、厚さ 12mm のサイディング (外壁材)、屋上階の室外機置場の南側に高さ 2 m、幅 8 m、厚さ 12mmのサイディングを設置します。(P5,8 立面図-2 参照)

以上の対策を講じることによって、南側予測地点の夜間の騒音レベル最大値は 54dB となります。(騒音規制法における夜間の規制基準値:工業地域 55dB)

なお、南側住宅との敷地境界に 2 mのコンクリートブロックの設置を検討しております。(P3,6 配置・1階平面図 参照)

2. 付帯意見に関する対策

- (1) 東側の住宅への騒音対策として、立体駐車場の東側開口部を網入りガラスによって密閉型にします。(P5,8 立面図-2 参照)
- (2) 混雑時および通常時 (閑散時を除く期間) は、営業時間内に四条通り側および葛野大路側の出入口に各 1 名ずつの交通整理員を配置し、歩行者の安全と来店車両の円滑な入庫及び出庫に配慮します。(P9 周辺見取図 参照)